

障発 0331 第 12 号  
令和 3 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

「相談支援従事者研修事業の実施について」、「相談支援従事者主任研修事業の実施について」及び「サービス管理責任者研修事業の実施について」の改正について

「相談支援従事者研修事業の実施について」（平成 18 年 4 月 21 日障発第 0421001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、「相談支援従事者主任研修事業の実施について」（平成 31 年 3 月 28 日障発第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成 18 年 8 月 30 日障発第 0830004 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別紙のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日より適用するので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いする。